

日本イーストウェストセンター中部同友会会則

制定 2009 年 5 月 30 日、改正 2013 年 10 月 13 日

第一章 総則

第 1 条 本会は日本イーストウェストセンター中部同友会と称し、英文名を The Japan East-West Center Association, Nagoya Chapter とする。

第 2 条 本会は会員相互の情報および経験を交換して一層の親睦と相互啓発を図るとともに文化交流を通じて国際理解と友好を増進することを目的とする。

第 3 条 本会は事務所を幹事会で定めた場所に置く。

第 4 条 1. 本会は正会員、準会員、名誉会員、シニア会員、賛助会員により構成される。

2. 正会員はイーストウェストセンターの招聘により同センターのプログラムに参加したグランティーターとする。

3. 日本に在住する外国籍のイーストウェストセンターの学生、職員等は準会員となることができる。

4. 名誉会員は幹事に属した会員、監査役の申し出により幹事会で決定する。

5. シニア会員は本人の申し出により幹事会で決定する。

6. 賛助会員は本会の目的に賛同し、幹事会の承認を得た者とする。

第二章 組織および機関

第 5 条 本会に総会、幹事会および会計監査の 3 機関を置く。

第 6 条 1. 総会は本会の最高議決機関とする。

2. 事業計画、予算および決算の承認

3. 幹事、監査役の選任

4. その他、本会の目的および事業に関する事項

5. 議決は出席会員の過半数をもって決する。

第 7 条 1. 幹事会は本会の執行機関とする。

2. 幹事会は会長 1 名、副会長若干名、幹事若干名、会計監査により組織される。

第 8 条 幹事、監査役の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第三章 事業および会計

第 9 条 本会は次の事業を行う。

1. セミナー・親睦会の開催

2. 外国籍のイーストウェストセンター関係者との交歓

3. イーストウェストセンター招聘新留学生の歓送会の開催

4. 国際交流を深める諸活動、その他幹事会が必要とみなす事項

第 10 条 本会の運営資金は会費および寄付その他の諸収入をもってこれに充てる。

第 11 条 正会員、賛助会員の会費は年額 1,000 円とし、準会員の会費は正会員の半額とし、
名誉会員・シニア会員の会費は無料とする。

第 12 条 本会の事業および会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

付則 この会則は 2009 年 5 月 30 日より施行する。